明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則（最高裁六）　一

〔告示〕
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務四〇八）　二
○除籍の一部が滅失した件（同四〇九）　二
○日本国に帰化を許可する件（同四一〇）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一二七一～一二八一）　三
○平成二十七年産の茶に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（同一二八二）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一九一）　五
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（特許庁九）　五
○福島県南相馬市の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件（環境一〇一）　六
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一八四）　六
○都市計画に関する件（東北地方整備局一三七）　七
○道路に関する件（中部地方整備局一五六）　七
○道路に関する件（中国地方整備局一六五、一六六）　七
○道路に関する件（北海道開発局一二五、一二六）　七

〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所　七

〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所　七

〔叙位・叙勲〕
内閣　法務省　最高裁判所　七

〔皇室事項〕
内閣　法務省　最高裁判所　九

〔官庁報告〕
官庁事項　九

〔公告〕
諸事項　九
官庁
財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一〇
会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第六号

金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則を次のように定める。

平成二十六年九月二十四日

最高裁判所

金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則

別表の上欄に掲げる法律の同表の下欄に掲げる規定の没収に関する手続については、同表の上欄に掲げる法律に定めるところによるほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する規則（昭和三十八年最高裁判所規則第八号）の規定を準用する。

附　則

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

別表

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	第二百九条の四第一項及び第二項
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）	第二十五条第一項及び第二項
農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）	第百三条第一項及び第二項
消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）	第百一条の二第一項及び第二項
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	第百三十五条第一項及び第二項
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）	第百十九条第一項及び第二項
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）	第十三条第一項及び第二項